

広島県民文化センター低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬及び処分業務 仕様書

1 業務概要等

(1) 業 務 名 広島県民文化センター低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物
収集運搬及び処分業務

(2) 業務場所 広島県広島市中区大手町一丁目 5 - 3 広島県民文化センター

(3) 業務仕様

ア 本仕様書は広島県民文化センター低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬及び処分業務に適用する。

イ 本仕様書に記載されていない事項で、業務の関連性から判断して県が必要と認めた業務は、本委託業務に含むものとする。

(4) 業務の対象となる産業廃棄物

名称	変圧器（詳細は「(5) 変圧器の詳細」のとおり。）
産業廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等、 ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度 PCB）
量	3 台（総重量：3,015 kg）
発生工程	電気工作物として使用し、不要になったもの
性状及び荷姿	性状：固形状（筐体）、液状（油） 荷姿：バラ
腐敗、揮発用性状の変化に関する事項	特になし
混合等により生ずる支障	混合させないこと
JISC0950 号に規定する含有マーク表示に関する事項	マーク表示なし
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品 産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等 が含まれる場合はその事項	特になし
その他取扱いの注意事項	当該産業廃棄物は広島県民文化センター調光盤 更新その他工事により廃棄となった低濃度 PCB 含有の機器である

※ 特別管理産業廃棄物の場合は、廃棄物データシート（WDS）を使用し、廃棄物を実際に引き渡す前に別途発注者から受注者へ通知する。

(5) 変圧器の詳細

	定格容量	製造者名	型式	製造年月	重量	油量	絶縁油中の PCB 濃度
1	100kVA	三菱電機	RA-T	S59	565kg	140ℓ	3.6mg/kg
2	400kVA				1,150kg	340ℓ	27.0mg/kg
3	500kVA				1,300kg	380ℓ	29.0mg/kg

※ 絶縁油の分析・試験報告書は、契約時に発注者から受注者に提供する。

(6) 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日

(7) 引き渡し日

引き渡し日は、契約期間内とし、発注者と調整の上決定する。

(8) 業務完了報告

マニフェストによること。

2 一般事項

(1) 業務内容

広島県が排出する微量ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬及び処分とする。なお、業務を実施する上で使用した物品等が廃棄物となったものの処理は、受注者が費用を負担する。

(2) 業務条件

ア 収集運搬及び処分に当たっては、すべての業務を委託期間内に完了すること。

イ 引き渡しは、現状のまま行う。現状での運搬ができない場合は、受注者の負担で運搬可能な状態にすること。

(3) 業務の実施

ア 業務は、契約図書に従って適切に行う。

イ 業務の実施に伴い、作業の対象又はその周辺に汚損等の損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧する。

(4) 業務担当者

業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

(5) 服装等

ア 業務関係者は、業務及び作業に適した服装、履物で作業を実施する。

イ 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。

(6) 契約図書

受注者は、契約の締結までに次の書類を提出すること。

ア 公告2入札参加資格(4)の要件を満たす者として入札参加する場合は、認定証（産業廃棄物の種類が廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物を含むもの。収集又は運搬の有無が有であるもの。）の写し。

イ 公告2入札参加資格(5)の要件を満たす者として入札参加する場合は、(5)①については、認定証（産業廃棄物の種類が廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物を含むもの。）の写し又は当該処分を行う区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長（廃棄物処理法施行令第27条第1項に規定する市長、以下同じ。））による許可証（特別管理産業廃棄物の種類が廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物を含むもの。）の写し。(5)②については、広島県（又は広島市）及び運搬先を含む区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長）による許可証（特別管理産業廃棄物の種類が廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物を含むもの。）の写し。

ウ 収集運搬作業を行う者の名簿及び受注者との雇用関係を証明するもの。

エ 業務の対象となる産業廃棄物を運搬する車両の検査証の写し。

3 受注者の負担の範囲

(1) 業務の実施に必要な消耗品、資機材等は、受注者の負担とする。

(2) 業務の報告書等の用紙及び消耗品は、受注者の負担とする。

(3) 業務の性質上当然実施しなければならないもの及び軽微な事項で、契約図書に記載のない附随業務は、受注者の負担において行う。

4 業務管理

(1) 危険防止の措置

ア 業務の実施に当たっては、対象物の落下、破損による飛散等に細心の注意を払い、事故防止に努める。（作業車両等からの落下、対象物の崩壊等）

イ 高所、通路上における作業の場合は、来庁者、職員等の安全を確保するための措置を講じる。

(2) 歩行者等の安全確保

歩行者、車両等の通行の安全を確保するため、交通誘導員を配置する等、適切な措置を講じる。

(3) 緊急時の措置

災害及び事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、適切な措置をとるとともに施設管理担当者に連絡し、二次災害の防止に努める。事後、速やかにその経緯を施設管理担当者に報告する。

(4) 出入り禁止箇所

業務に関係ない場所及び室への出入りは禁止する。